

令和9年度用
2027

この書類は、申込書裏面の「復職に関する質問」欄において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックをした方が記入するものです。 ※直ちに復職希望の方は、提出する必要ありません。

- ☐ 本申出書を提出した場合、調整指数が減点となります。
- ☐ 令和9年度(2027年度)用で、令和10年(2028年)3月入所分の申込まで有効です。
- ☐ 令和10年(2028年)4月入所以降も育児休業の延長を許容できる場合、改めて申込書の提出と併せて、この申出書の提出が必要となります。

申出期間 令和__年__月 1日 から

令和10年(2028年)3月入所分まで

育児休業の延長に関する申出書

各項目を確認し、「□」にチェックしてください。

対象となる申込児童の取扱い	☐	①提出書類にかかわらず、申込児童の利用調整における指数は「-100点」となります。調整指数に該当があっても適用しません。
	☐	②この申出書は、保留通知書(不承諾通知書)の発行を確約するものではありません。この申出書を提出しても、入所できる可能性があります。
	☐	③この申出書を提出した場合、「特定教育・保育施設等利用等申込書」としてのみ取扱います。利用調整の結果入所できる場合のみ、教育・保育給付認定を行います。
	☐	④育児休業の延長を許容する一方で教育・保育給付認定を希望する場合は、別途「教育・保育給付認定申請書」と就労証明書等の提出が必要です。
	☐	⑤育児休業の延長を許容する場合、就労証明書や申込児童の面接を省略できます。
	☐	⑥この申出書は、「年度中有効」です。令和10年(2028年)4月入所以降の申込を行う場合、改めて申込書を提出し、併せてこの申出書も提出ください。
減点をやめたい場合	☐	⑦この申出書による「-100点」等の取扱いをやめたい場合、各月の申込〆切日までに次の書類を提出し、改めて申込児童に係る面接を受けてください(※母子手帳持参)。 ・育児休業延長許容終了申出書 ・申込の必要書類(就労証明書等)(※提出済の場合でも改めて提出) ・児童の状況シート(※提出済の場合でも改めて提出) ・エントリーシート(※提出済の場合でも改めて提出) ※面接の結果、特別支援保育による対応を検討する必要がある場合、希望月の翌月からの入所申込となる場合があります。
保留通知	☐	⑧保留通知書は、初回のみでの発送となります。翌月以降も保育施設に入所できていないことを証明する書類が必要な場合は、証明書の発行手続きが必要です(※越谷市ホームページから電子申請を行うことができます)。
	☐	⑨育児休業延長や育児休業給付金延長手続は、勤務先、ハローワーク、共済組合等にご確認ください。
留意点	☐	⑩育児休業給付金は、原則として、子が1歳に達するまでの休業について支給される制度です。延長に際して、ハローワークの審査が必要で、令和7年4月延長分から、この審査が厳格化されています。申請者が実際に保育施設の利用を希望し、それが職場復帰を早めるためであることをハローワークが認めた場合に限り、支給延長が可能となります。「育児休業給付の延長を希望」「入所保留となることを希望」「早急な保育所等への入所を希望していない」など保育施設への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明らかであるとハローワークが判断した場合、入所保留となっても育児休業給付の延長が受けられません。

上記について確認し、保護者全員が同意したことを申し出ます。

____年__月__日

保護者氏名		
対象児童	氏名	
	生年月日	令和__年__月__日
	第1希望保育施設	